

カナディアンワールド友の会会員規約

(名称)

第1条 本会の名称はカナディアンワールド友の会「グリーン・ゲイブルズ」(以下友の会と表記)とする。

(目的)

第2条 カナディアンワールドを支援し、様々な活動を通じてカナディアンワールドの発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 友の会に関する事務は、事務局が行い、芦別市黄金731カナディアンワールド内におく。

(会員)

第4条 本規約を承認の上、入会手続きを完了し、かつ会費の受領を完了した後に会員とする。ただし、事務局の判断により入会を認めないこともある。

(入会金・年会費)

第4条 会員証の発行等の手数料として、入会金500円とする。
年会費は1000円とする。
退会するときは、残りの月の返金は請求できないものとする。
※ 入金時の手数料は会員自身の負担とする。

(会費の運用)

第5条 会費は、会の運営にあてられる。また、年度の繰越金は、カナディアンワールドの維持管理として振興会の会計に組み込まれる。

(会員の資格)

第6条 友の会の会員資格は、4月1日から翌年3月31日までとする。4月2日以降の受付は、入会日から翌年3月31日までとする。

(脱会)

第7条 脱会は自由とする。ただし、既納の年会費は返還しない。

(会員特典)

第8条 友の会の会員は次の特典を受けることができる。
おたより発行(4・7・10・3)の年4回
Facebookにおける会員サイトの閲覧、交流
カナディアンワールドで行われるイベントの予約
来園時に会員証提示でプレゼント
その他

(本規約の追加・変更)

第9条 友の会事務局は、会員の事前の同意を得ることなく、規約の一部もしくは全部を変更することができるが、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものとする。

(その他)

入会時に書いたコメントや会員サイトにのせた画像などは、許可なく使用できるものとする。

附則 この規約は、令和元年11月10日から施行する。
令和3年3月13日、第8条を変更